

大月市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大月市地域公共交通会議設置要綱第 11 条の規定に基づき、大月市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、大月市総務部企画財政課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、大月市総務部企画財政課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、大月市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第 6 条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、大月市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
大月市地域公共交通会議会長の印	大月市地域公共交通会議会長の印	てん書体	方 25 mm	会長名をもって発する文書	1 個	事務局長